

県民意見整理台帳

(「かながわのみちづくり計画」の改定素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方)

○ 意見募集期間 令和7年10月15日(水曜日)～令和7年11月13日(木曜日)

○ 意見募集結果

・提出意見者数 15人

・意見内容の分類

意見区分	延べ件数
1 〈本編〉計画の位置づけ	0 件
2 〈本編〉道路を取り巻く状況	1 件
3 〈本編〉計画の考え方	2 件
4 〈本編〉事業の進め方	0 件
5 〈本編〉道路整備計画「つくる」	0 件
6 〈本編〉道路活用計画「つかう」	6 件
7 〈本編〉道路維持管理計画「まもる」	8 件
8 〈事業箇所編〉整備目標	0 件
9 〈事業箇所編〉道路整備計画「つくる」	7 件
10 〈事業箇所編〉道路活用計画「つかう」	5 件
11 〈事業箇所編〉主な事業箇所一覧	0 件
合 計	29 件

・県の考え方の概要

反映区分	延べ件数
A 反映した意見	3 件
B 既に反映している意見	16 件
C 今後の参考とする意見	6 件
D 反映できない意見	4 件
E その他(感想、質問、他事業に関する意見等)	0 件
合 計	29 件

※ 「意見要旨」については、原則としていただいた文言を記載しておりますが、一部字句の変更、表現の調整、表現の割愛等を行っているものがあります。

意見区分：

1〈本編〉計画の位置づけ
2〈本編〉道路を取り巻く状況
3〈本編〉計画の考え方
4〈本編〉事業の進め方
5〈本編〉道路整備計画「つくる」
6〈本編〉道路活用計画「つかう」
7〈本編〉道路維持管理計画「まもる」
8〈事業箇所編〉整備目標
9〈事業箇所編〉道路活用計画「つくる」
10〈事業箇所編〉道路整備計画「つかう」
11〈事業箇所編〉主な事業箇所一覧

反映区分：

A 反映した意見
B 既に反映している意見
C 今後の参考とする意見
D 反映できない意見
E その他 (感想、質問、他事業に関する意見等)

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	2	〈本編〉の3、4ページに記載されている道路を取り巻く状況についてです。グラフを使用して、近年の傾向が示されていますが、グラフに示されている令和元年の表記方法が、「R元」と「R1」と混在しているため、統一したほうが良いかと思えます。	A	ご意見を踏まえ、〈本編〉4ページのグラフ「県内の入込観光客数の推移」に示している「R元」を「R1」に修正しました。
2	3	超高齢化人に対応する道路 歩く人、セニアカー、チャイルドカー、買い物カート押し車などを優先した道路を基本	C	高齢化社会への対応については、〈本編〉5ページの「道路の安全性向上」に記載のとおり、交通弱者へ配慮したバリアフリー化などに取り組んでいきます。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
3	3	超高齢化人に対応する道路 歩道または敷地から路肩あるいは道路側へ傾く勾配タイプは原則禁止とする 歩道通行方向へのなだらかなU字がたとする。	D	道路に面する民地側に雨水が集まることを防ぐため、歩道等の横断勾配は原則として、道路の中心に向かって直線の下り勾配としていることから、ご意見を反映することはできません。
4	6	1. はじめに 「茅ヶ崎市小出地区まちぢから協議会」(以下、協議会という)の「県道七曲り整備部会」(以下、「部会」という)は、茅ヶ崎市北部小出地区を東西に走る県道47号(藤沢平塚)と、交差する県道404号(遠藤茅ヶ崎)の「小出交差点周辺」の交通環境の改善をテーマに、みちづくりの整備推進に取り組む地域活動の団体です。 2. 部会のみちづくりの考え方 部会では現道の課題解決に向け、現況調査や課題の把握とその解決案の議論・検討を行い、下記のとおり考え方を整理した内容について、関係機関や支援議員に説明や要望等の活動を展開してきました。 ①道路管理者である神奈川県は、道路機能の役割である交通の安全と円滑化(交通機能)や防災空間(空間機能)を確保し、利便性・安全性・快適性の向上を図る道路整備の推進を図ること。 ②具体的な整備方法としては、保持すべき道路構造の一般的な技術基準である道路構造令に適合する車道や歩道幅員を確保する平面・縦断線形等の改築を行うと共に、渋滞発生の交差点では、付加(右折)車線を設置する等の道路改良による整備、また、隣接地区のみちづくりの進捗に併せ、円滑な交通流の確保と交通流の転換を図るバイパス新設による整備がある。 については、上記箇所を次期「かながわのみちづくり計画」の事業箇所に位置付けて、慢性的な渋滞の緩和を図り、地元県民が安全で安心して快適に利用しやすい計画的なみちづくりの整備の推進を提案する。 3. 素案に係る意見 〈本編〉のP9(道路活用計画(つかう))の11行目 3. 交通流の円滑化 自動車専用道路の渋滞対策や主要渋滞箇所の交差点改良、橋りょうの架替、狭隘(きょうあい)箇所の改良など、交通の流れを円滑にする取組を進めます。の文章の「狭隘(きょうあい)箇所の改良」に「狭隘(きょうあい)及び緊(きつ)い線形箇所の改良」を追記修正してほしい。	A	3. 素案に係る意見について 線形がきつい箇所の改良については、〈本編〉9ページの「橋りょうの架替、狭隘箇所の改良など」の中に既に含まれています。また、本編の記載については、「狭隘(きょうあい)箇所や線形不良箇所の改良、橋りょうの架替など」に修正しました。

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
5	6	4. 最後に 今回の素案は、計画の最初の段階で作られる原案になる前に大まかな案と考えています。そこで上記理由のとおり、地元活動団体の‘どうろ愛’が大願成就するよう「Ⅰ整備推進箇所」、「Ⅱ事業化検討箇所」、「Ⅲ将来に向けて検討が必要な道路」のいずれかの事業箇所にしていただけるようお願い申し上げます。	C	4. 最後に について 県道404号（遠藤茅ヶ崎）については、小学校の通学路でもあることから、「道路活用計画」の「歩道の整備」に位置付けており、歩道の整備を進めていきます。なお、バイパス新設や線形改良については、地形の高低差が大きいことや、家屋が連坦していることから、整備が困難です。また、「小出交差点」の交差点改良については、主要渋滞箇所に指定されていないなど、他交差点との優先度を踏まえ、本計画に位置づけていません。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
6	6	全国各地で大規模な災害が発生しています。自分たちが安心して暮らしていけるように、9ページの災害対応力の強化にしっかりと取り組んでいただくよう、切にお願いします。	B	〈本編〉9ページの「災害対応力の強化」に記載のとおり、取り組んでいきます。
7	6	改訂素案の11ページに「2 自転車通行空間の整備」が挙げられています。 写真の様なサイクリングロードよりも、生活圏にある身近な県道において、曖昧に歩道混在させられてきた自転車が、車道に追い出されて速度差のある自動車との混在状況にされ、自転車・乗用車ともにヒヤヒヤしています。 それぞれの幅から少しずつ捻出して、自転車走行空間を造ってください、幅員構成の変更です。 神奈川県が積極的に行わないので、様子見の県内市町でもほとんど行われていません。 この状態を正していくのは、社会における「率先垂範」を見せるべき「神奈川県」の役割だと思しますので、その旨を計画に記載して欲しいです。	B	自転車通行空間の整備については、〈本編〉11ページの「自転車通行空間の整備」に記載のとおり、市町村自転車活用推進計画に位置付けられた路線などを対象に、矢羽根の整備など、自転車の走行環境の整備を進めていきます。 また、幅員構成の変更については、まずは、ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道において、歩行者・自転車・自動車等が適切に機能分担された走行環境の整備を目指し、道路空間の再配分などの検討を行っていきます。
8	6	歩道上を飛ばす自転車が危ないです。植樹帯を減らして自転車が通行できる空間を作るなど、自転車にも歩行者にも優しい道路整備を期待します。	B	自転車通行空間の整備については、〈本編〉11ページの「自転車通行空間の整備」に記載のとおり、市町村自転車活用推進計画に位置付けられた路線などを対象に、矢羽根の整備など、自転車の走行環境の整備を進めていきます。 また、ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道において、歩行者・自転車・自動車等が適切に機能分担された走行環境の整備を目指し、道路空間の再配分などの検討を行っていきます。
9	6	○意見の背景 ・茅ヶ崎市小出地区で時々利用している県道404号(遠藤茅ヶ崎)に、七曲という区間があります。現道は曲がりくねったつづら折りの坂道の道路線形のため、幅員は狭隘で連続したカーブのため見通しが悪く、さらに坂もきつい不良な線形です。 ・このようなことから通行時は、対向車とのすれ違いで危ないと感じ、また、300m先には、開校150年の歴史ある小学校もある中で、連続した歩道もない区間が多い危険(県)道です。 ・現道路構造令施行後54年が経過し、湘南の平地部で70年近くも線形が未改良のままで残っており、道路管理者による改良の取組みは不作為の蓋然性が高いといわれても過言ではありません。 ○意見の主旨 ・道路をつくる、つかう及びまもるの3つで構成した素案となっています。そこで、計画に当たっては、まずは毎日県民が利用している現道の改良の取組みが重要と考えます。 ・については、素案の段階ですので差し支えなければ、狭隘箇所の改良だけでなく、線形がきつい箇所の改良も併せて、表記及び事業箇所にして頂きたいようお願い申し上げます。	A	1. 線形がきつい箇所の改良を表記してほしい(七曲り区間) 線形がきつい箇所の改良については、〈本編〉11ページの「橋りょうの架替や狭隘(きょうあい)箇所などの改良」の中に既に含まれています。また、この表題については、「狭隘(きょうあい)箇所や線形不良箇所の改良、橋りょうの架替」に修正しました。
10	10	○意見の主旨 ・道路をつくる、つかう及びまもるの3つで構成した素案となっています。そこで、計画に当たっては、まずは毎日県民が利用している現道の改良の取組みが重要と考えます。 ・については、素案の段階ですので差し支えなければ、狭隘箇所の改良だけでなく、線形がきつい箇所の改良も併せて、表記及び事業箇所にして頂きたいようお願い申し上げます。	C	2. 県道404号(遠藤茅ヶ崎)を事業箇所にしてほしい(七曲り区間) ご意見をいただいた箇所の線形改良については、地形の高低差が大きいことや、家屋が連坦していることから、整備が困難です。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
11	7	超高齢化人に対応する道路 はみ出し枝、道路上がりステッパーなど 通行及び電波等の障害を排除する強制規定	B	はみ出し枝など、道路法上の不法占用となるものについては、〈本編〉14ページの「道路パトロール」に記載のとおり、異常の早期発見に努め、撤去するよう行政指導を行っていきます。
12	7	信号機の無い交差点 人感センサーによるLED照明点灯	D	交差点部の道路照明灯は、夜間において、自動車の運転者が、交差点の存在や歩行者等の有無などを把握できるように、常時点灯しています。 このため、ご意見を反映することはできません。
13	7	八潮市の道路陥没を見て、日ごろの日常管理が大切だと思いました。〈本編〉の15ページに記載されている⑤道路陥没の未然防止をしっかりと取り組んでください。	B	〈本編〉15ページの「道路陥没の未然防止」に記載のとおり、取り組んでいきます。
14	7	災害時クレーン等による迂廻路のパッケージ化	B	災害時の緊急輸送道路の確保については、〈本編〉17ページの「道路啓開に係る事前の備え」に記載のとおり、各道路管理者と連携し、取り組んでいきます。
15	7	法面のコンクリート養生から道路カバー工法へ チューブ型トンネル及びコの字カバー	C	法面等の土砂崩落対策については、〈本編〉10ページ「土砂崩落対策」に記載のとおり、現地の状況などを踏まえ、必要な対策を計画的に取り組んでいきます。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
16	7	約500メートル超えのトンネル トンネル内車両数の制限	D	道路法などにおいて、トンネル内の車両数を制限する規定がないため、ご意見を反映することはできません。
17	7	約500メートル超えのトンネル 無線局の設置、複数の局と停電対策 及びライブカメラの設置	B	本県では、トンネルの長さや交通量に応じて、非常用電話などを設置しています。また、必要に応じてトンネル内やトンネルの出入り口に監視カメラを設置しており、〈本編〉16ページの「道路管理ステーション」に記載のとおり、監視体制を構築しています。
18	7	標識及び表示の簡素化とデジタル化での見える化と危険予知 デジタルサイネージの導入による交通状況及び交通環境への適時柔軟な対応	B	標識については、〈本編〉12ページの「分かりやすい道路案内標識の整備」に記載のとおり、道路利用者には分かりやすい道路案内標識の整備を進めていきます。また、デジタルサイネージについては、道路情報板にて通行規制情報等を提供しているほか、県内の一部の道の駅の道路情報コーナーでは、デジタルサイネージを設置し、交通状況等を提供しています。
19	9	海老名市に住んでいますが、相模川に架かる橋、相鉄線の踏切が慢性的に渋滞していると思っています。特に通勤時間帯は歩行者より遅いのが当たり前になっています。 日常でこのような状態で災害時は全く動かないことは簡単に予想できます。 是非計画にある相模川を渡る橋(県道22号の4車線化、ツインシティ橋、岡田社家線、さがみ野立体)は実現してほしいです。	B	県道22号(横浜伊勢原)(海老名市本郷～門沢橋)及び県道410号(湘南台大神伊勢原)((仮称)ツインシティ橋)については、「道路整備計画」の「整備推進箇所」に位置付けており、整備を推進していきます。 また、県道22号(横浜伊勢原)(海老名市門沢橋～厚木市戸田)、(都)社家岡田線及び(都)広野大塚線・(都)寺尾上土棚線(さがみ野立体)については、「道路整備計画」の「事業化検討箇所」に位置付けており、事業化に向けた検討を進めていきます。
20	9	海老名市、厚木市間の道路渋滞が慢性化しており、計画中の橋を早期に実現してほしい。車線も片側二車線で作ってほしい。	B	海老名市、厚木市間の道路整備事業については、県道22号(横浜伊勢原)と(都)社家岡田線が該当しますが、いずれも「道路整備計画」の「事業化検討箇所」に位置付けており、事業化に向けた検討を進めていきます。
21	9	藤沢大磯線について、現在、新湘南バイパスの側道を使っていますが、くねくねして見通しも悪いので、1日も早く高架下へ新たな道路が整備されることを期待します。	B	(都)藤沢大磯線については、「道路整備計画」の「将来に向けて検討が必要な道路」として位置づけており、計画の具体化に向けた検討を進めていきます。

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
22	9	<p>厚木土木事務所東部センターの道路整備計画の中で、いまだに綾瀬市寺尾台から座間市東原につながる、さがみ野立体の計画が入っています。なしにすることを求めます。</p> <p>寺尾台の住宅の上に4車線の道路を整備すれば、元々暮らしている人たちの生活に支障が出ることは明らかですし、あの距離で整備することは現実的ではありません。</p> <p>綾瀬インターが開通したことにより、立体整備が必須との考えかもしれませんが、地元住民の十分な理解を得られないことは明らかです。相鉄線の遮断機による渋滞は、相鉄線を立体にして解決することが可能です。こちらの方が現実的と考えます。</p>	D	<p>さがみ野立体を含む(都)広野大塚線・寺尾上土棚線については、「道路整備計画」の「事業化検討箇所」に位置付けており、地域の渋滞解消や交通安全に資する道路であるとともに、綾瀬スマートインターチェンジの開通効果を県央地域に広く波及させるためにも、今後も事業化に向けた検討を進めていきたいと考えています。そのため、ご意見を反映することはできません。</p> <p>なお、事業化の検討にあたっては、地元市、鉄道事業者などと調整しながら、検討を進めていきます。</p>
23	9	<p>(1)小田急江ノ島線桜ヶ丘1号踏切の立体交差化について</p> <p>県道45号線の小田急江ノ島線桜ヶ丘1号踏切は、当地域で最悪な交通渋滞ボトルネックとなっており、横浜市境からこの桜ヶ丘1号踏切に至る間は、慢性的に渋滞しその経済的損失時間は計り知れません。2027年開催予定の「GREEN×EXPO2027(2027年国際園芸博覧会)」の開催跡地には「テーマパーク」の建設計画が発表されており、このことでも当地大和市桜ヶ丘地域の交通渋滞の解消、道路整備は急務であると存じます。</p> <p>さらには、令和3年6月には国土交通省が改正踏切道改良促進法に基づき、災害時に管理方法を定めるべき踏切道について全国181ヶ所が指定され、その内の1ヶ所が県道丸子中山茅ヶ崎線桜ヶ丘1号踏切であり、防災の観点からも早急な対策を講じる必要性を強く感じております。</p> <p>当地では地元市民の街づくり組織である「桜ヶ丘まちづくり市民協議会」などが、桜ヶ丘駅周辺まちづくりの検討に向けて課題の整理、情報の共有を進めてまいりますので、貴局からもご支援・ご指導をいただき、早期に桜ヶ丘1号踏切の立体化事業化が推進されますようお願いいたします。</p>	B	<p>県道45号(丸子中山茅ヶ崎)〈桜ヶ丘立体〉については、「道路整備計画」の「事業化検討箇所」に位置付けており、事業化に向けた検討を進めていきます。</p> <p>鉄道との交差点については、大和市が主体となって、地域と調整しながら、今後の桜ヶ丘駅周辺における、まちづくりを検討することが重要であると考えており、県も大和市とともに検討を進めていきます。</p>
24	9	<p>(2)国道467号と県道45号との交差点「桜ヶ丘交差点」他の歩道確保について</p> <p>現在、厚木土木事務所東部センターにより進められている都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線4車線化事業(大和都市計画路3・3・2丸子中山茅ヶ崎線)には、No.1～No.4の大きな交差点がありますが、これら交差点は子ども達の通学路の安全対策、高齢者・障がい者のバリアフリー対策、更には日々の通勤者対応など沢山の問題含んでいます。特に桜ヶ丘地域は大和市内でも高齢化率が高く、しかも現在の横断歩道利用者も多いため、横断歩道の確保は地域住民の大きな願いです。</p>	C	<p>県道45号(丸子中山茅ヶ崎)については、「道路整備計画」の「整備推進箇所」に位置付けており、横浜市境から大和市内の国道467号までの延長約1キロメートルの区間で、2車線の道路を4車線に拡幅するとともに、幅の広い歩道を設置する事業を進めています。</p> <p>「桜ヶ丘交差点」など事業区間内の交差点については、歩行者が安全に横断できるよう、関係機関と調整しながら、事業を進めてまいります。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
25	9	<p>(3)住民説明会の開催について</p> <p>本件、令和元年12月19日に「都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線交差点計画説明会」が神奈川県・大和市によってコミュニティセンター「桜丘会館」で開催されたが、その際地元住民から種々の意見、要望が表示されましたが、それ以来、神奈川県からはその進捗に関する住民説明会は開催されておられません。つきましては令和8年からの本件「事業年度」延長を前にして再度の住民説明会を開催して頂き、情報公開や情報提供を密に地元意見を十分に聴取いただき、事業推進をお願い致します。</p>	C	<p>県道45号(丸子中山茅ヶ崎)については、「道路整備計画」の「整備推進箇所」に位置付けており、横浜市境から大和市内の国道467号までの延長約1キロメートルの区間で、2車線の道路を4車線に拡幅するとともに、幅の広い歩道を設置する事業を進めています。</p> <p>住民説明会については、関係機関との調整を踏まえ、適切に実施してまいります。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
26	10	<p>ここに述べる意見は、神奈川のみちづくり計画・事業箇所編、道路活用計画「つかう」、2.交通安全の確保、1.歩道の整備に示される一覧表の中のNo15、事業箇所No.F8県道308号（辻堂停車場辻堂）についてです。</p> <p>308号線は1957年に都市計画道路3.5.5として幅員12m道路の計画路線であります。概成済となっております。そのために計画後にセットバックされて建設された敷地とセットバックされていない敷地が混在し、歩行者や自転車の安全が著しく損なわれた状況にあります。辻堂の南側地域には教育機関が集約的に立地し、生徒、学生が多く利用することから、交通安全の確保は喫緊の課題です。</p> <p>そこで以下の項目について配慮を頂きながら、事業を進めて頂きたいと願っています。</p> <p>1. 緊急性の高い箇所への歩道の整備を進めて頂きたいこと（浜見山交差点北側の狭隘部分など）</p> <p>2. 部分的な歩道整備であると安全性の確保は成り立たないので、継続性をもって歩道が連続するよう整備をすすめていただきたいこと（すでに旧消防署跡地のビル敷地で歩道整備がされており、また連続した数棟の住宅部分でセットバック部分が歩道上に舗装されているなど、さまざまな努力がなされつつあること、また空き地や砂利置き場、駐車場利用など歩道整備がより行いやすい土地利用も多くある）</p> <p>3. 交通の安全性をいち早く実現するためにも、片側だけでも優先的に整備することも考慮されたいこと</p> <p>4. 県道308号線の交通安全確保は地域住民として重要な課題であるので、教育機関のみならず辻堂地区郷土づくり会議などの地域団体も歩道整備に協力を惜しむことはないと確信しております。</p> <p>最後に、県道308号線はその区間が都市計画道路3.5.5ですので、都市計画事業が整備されれば、歩道の整備もおのずと進み、交通安全も確保されます。現在は都市計画事業が完了ではなく概成済となっておりますが、今回の歩道整備としての計画を契機として、都市計画道路3.5.5の事業を進めて頂きたいと願っております。</p>	B	<p>県道308号（辻堂停車場辻堂）については、「道路活用計画」の「歩道の整備」と「主要渋滞箇所における交差点改良」に位置づけており、工事の実施を目指していきます。</p>
27	10	<p>9.に記載の県道308号線（辻堂停車場辻堂）は、早急に事業化をお願いします。</p> <p>「調査」に当たっては是非、ご自身で自転車に乗って、辻堂駅から湘南工科大学辺りまでを往復してみてください。怖さと危険さを身をもって体験していただければと思います。</p>	B	<p>県道308号（辻堂停車場辻堂）については、「道路活用計画」の「歩道の整備」に位置づけており、工事の実施を目指していきます。</p>
28	10	<p>「道路活用計画 交通安全の確保 歩道の整備」に記載していただいている県道308号線（辻堂停車場線）については、歩道が狭く、近隣の大学の通学路にもなっており、徒歩や自転車で移動するときは、常に危険を感じながら利用しています。特に雨の日は危険極まりない状況です。</p> <p>一方、今年の11月8日、9日に実施した辻堂市民センター祭りの『教えて辻堂』というアンケートの中でも、辻堂停車場線の狭い歩道に対しての不安の声が多数寄せられています。</p> <p>このような状況ですので、是非、少しでも早くご対応いただきたくお願い申し上げます。（辻堂在住）</p>	B	<p>県道308号（辻堂停車場辻堂）については、「道路活用計画」の「歩道の整備」に位置づけており、工事の実施を目指していきます。</p>

整理 番号	意見 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
29	10	<p>P15 道路活用計画「つかう」 No.6 F9 県道308号辻堂停車場辻堂線 箇所(区間) 藤沢市辻堂5丁目他(浜見山交 差点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道を確保してください。 ・計画から着工の道路番号へ望みます。 <p>難しい言葉は分かりませんが、実情を知って頂きたく記します。辻堂5丁目に住んでいます計画から70年近く着工までを待っている人います。90半ばの義母は、県道308号を利用して近くのクリニックへ週2・3回リハビリ・マッサージに通い月に1回の診察をして、浜見山交差点バス停前の薬局に行きます。付き添いますが並行して歩くこと危険なこと多々あり縦列で。対面で歩いて来る人が譲ってくれようとして危険な目に遭うことも度々。申し訳ない限りです。義母は60年以上前から計画している道路完成を腰を低くして願って待っています。車・自転車・人が並列し、身を守るために壁や樹木の葉に洋服を擦ってしまい洋服に排気ガスの汚れ付きクリーニングしても落ちず、新品の洋服に袖を通したその日にダメにしたこともあり、歩道さえあれば・・・の思いの毎日です。着工になりますよう切に願います。</p>	B	<p>県道308号(辻堂停車場辻堂)については、「道路活用計画」の「歩道の整備」に位置付けており、工事の実施を目指していきます。</p>